

診療パターン別 点数参考資料

前提要件① 既存の外来患者が訪問診療に移行した場合

前提要件② 半径 1.6 Km以内で車移動（片道 20分） ∴ 1時間あたり患者1名の診療

A 点数パターン：昼休みに週1回（1月あたりの延べ患者数：1名×4週＝4名）

医療保険	歯科訪問診療料 1 診療時間20分以上 訪問診療 1,036点 1回あたり1人を診療 月4人	4人×1,036点	4,144
医療保険	歯科訪問診療移行加算 1日につき100点 (外来を継続的に受診していたものに対して歯科訪問診療 1 を算定した場合に加算)	4日×100点	400
介護保険	歯科医師による居宅療養管理指導 月2回まで（1単位10円） 単一建物1人のみに行う場合 503単位	4人×503単位	2,012

医療保険 4,544 点
介護保険 2,012 単位

B 点数パターン：平日休診週1回（1月あたりの延べ患者数：8名×4週＝32名）

医療保険	歯科訪問診療料 1 診療時間20分以上 訪問診療 1,036点 1回あたり1人を診療×4週 ∴月32人	32人×1,036点	33,152
医療保険	在宅歯科医療推進加算（歯科訪問診療1 + 100点） （その診療所で実施される直近3ヶ月の歯科訪問診療の実績が月平均延べ患者数が5人以上でそのうち6割以上が歯科訪問診療1を算定していること）	32回×100点	3,200
医療保険	歯科訪問診療移行加算 1日につき100点 （外来を継続的に受診していたものに対して歯科訪問診療1を算定した場合に加算）	32日×100点	3,200
介護保険	歯科医師による居宅療養管理指導 月2回まで（1単位10円） 単一建物1人のみに行う場合 503単位	32人×503単位	16,096

医療保険 39,552 点
介護保険 16,096 単位